

庄原市市民活動団体登録制度事務取扱要領

平成 26 年 2 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、庄原市まちづくり基本条例（平成 23 年庄原市条例第 28 号。以下「条例」という。）に基づき、市民活動の促進と、市民活動全体の連携交流を図ることを目的に、本市域内で活動する市民活動団体の情報を収集、登録及び公開することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第 2 条 登録の対象となる市民活動団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は活動場所を有すること。
- (2) 構成員が 5 人以上であること。
- (3) 団体の運営に関する規約、会則又はこれらに準ずるものを定めていること。
- (4) 政治、選挙、宗教又は営利を目的としない団体であること。
- (5) 趣味及び娯楽のみを目的としていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

2 ただし、前項の規定にかかわらず、自治振興区、自治会及びそれに準ずるものは、登録の対象としない。

(登録申請)

第 3 条 登録を希望する団体は、庄原市市民活動団体登録申請書（様式第 1 号）に次の各号の書類を添えて市長に提出するものとする

- (1) 団体の規約又は会則等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(登録及び登録情報の公開)

第 4 条 市長は、前条の申請を受理した場合はその内容を確認し、要件を充たすと認めるときは、市民活動団体として登録し、ホームページ等により公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項のうち掲載不可の申出がある事項については、公開しないものとする。

- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事務所の所在地及び連絡先
- (4) 設立の時期
- (5) 活動分野及び活動区分
- (6) 団体の目的
- (7) 活動内容
- (8) 会員数及び会員募集

- (9) 活動地域及び活動日
- (10) 団体PR
- (11) 会費等の有無
- (12) その他市長が必要と認める事項
(登録内容の変更)

第5条 登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更があった場合は、庄原市市民活動団体登録事項変更申請書（様式第2号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（登録の更新）

第6条 登録団体の情報は、2年ごとに更新するものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

2 前項の更新について、登録団体は、市長が指定する期日までに庄原市市民活動団体登録更新申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（登録の抹消）

第7条 登録の抹消を希望する登録団体は、庄原市市民活動団体登録抹消申請書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (3) その他市長が登録に不相当であると認めるとき。

（登録団体への支援等）

第8条 市長は、登録団体に対して次の各号に掲げる支援を行うものとする。ただし、これによって登録団体の活動に支障をきたす場合は、この限りでない。

- (1) 登録された情報を市のホームページ等に掲載し、広く市民に公開する。
- (2) 市及び関係機関等が実施する事業等で、登録団体の活動促進に寄与する情報を提供する。
- (3) 市民や公的機関からの問い合わせに対し、登録情報を提供する。
- (4) 登録団体からの申出により、登録団体が主催する行事等の情報（市がその内容を適当であると認めるものに限る。）を市の施設へ掲示する。
- (5) 登録団体が主催するイベントや団体情報等を取りまとめ、広報等により周知する。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。